

2024年12月1日

国税当局による押なつ廃止を踏まえた確定申告書類の提出方法について

協同組合日本イラストレーション協会

国税庁(税務署)では、2025年1月より、確定申告書等への收受日付印の押なつを行いません。そのため、弊会ではe-Taxの利用を推奨するとともに、加入審査手続きにおいて提出していただく確定申告書類については、下記のとおりとします。

記

1. 確定申告書類

次に掲げるいずれか

- 確定申告書第一表(税務当局による日付、受付番号の印字有)
- 確定申告書第一表(税理士等による日付、電子申告済の押印または印字有)
- 確定申告書第一表(日付、受付番号の印字無)+「e-Tax」の受信通知(メール詳細)
- 申告書等情報取得サービスまたは保有個人情報の開示請求で取得した確定申告書第一表
- 確定申告書第一表(日付、受付番号の印字無)+税理士等による電子申告完了報告書(※)

(※) 電子申告完了報告書は、受信通知と同様に次に掲げる内容が記載されているもの

- ・個人事業主: 提出先、氏名、受付番号、受付日時、年分、種目、所得金額、納める税金
- ・法人: 提出先、事業者名、受付番号、受付日時、種目、事業年度、申告の種類、
所得金額または欠損金額、差し引き確定法人税額

2. 適用

2025年確定申告分より

以上

(参考) 国税庁「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>